

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
	<p><u>附 則（平成 28 年 2 月 29 日 東相シ第 15-00116 号）</u> <u>この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。</u></p>

第1章 通則  
(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(略)	(略)
(72) <u>伝言ダイヤル通話接続機能</u>	特定中継事業者の契約約款に定める伝言ダイヤル通話に接続する機能
(略)	(略)

(略)

第1章 通則  
(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(略)	(略)
(72) <u>削除</u>	削除
(略)	(略)

(略)

第14節 形態6-2

(網構成)

第84条(略)

(接続方式)

第85条(略)

2~5 (略)

6 伝言ダイヤル通話接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとし、その構成は次のとおりとします。

ア 0170 + DEF + GHJ

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は9桁とします。

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。

(3) 当社網から発信可能な端末回線の種別は、第1項(3)の規定を準用します。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。

ウ SCCP仕様は、技術的条件集別表12.1に示すとおりとします。

エ TC仕様は、技術的条件集別表13.1に示すとおりとします。

オ 網特有ASE仕様は、技術的条件集別表16に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報(各信号に設定されうるパラメータを記述します。)は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→NSP(PRI S)

情報名	適用
発番号	●
着番号	●
ユーザサービス情報	○
順方向呼表示	●
発ユーザ種別	●

第14節 形態6-2

(網構成)

第84条(略)

(接続方式)

第85条(略)

2~5 (略)

6 削除

付加ユーザ種別	○
第2網機能種別	○
試験呼情報	○

信号の方向：NSP→当社網（SDIF）

情報名	適用
制御対象	●
ガイダンス情報	●

信号の方向：NSP→当社網（CNET）

情報名	適用
着番号	●
発番号	●
順方向呼表示	●
NPS設定情報	●
網機能種別	●
第2網機能種別	○

信号の方向：NSP→当社網（QCHG）

情報名	適用
課金形態	●
課金情報	●

信号の方向：NSP→当社網（RLSE）

情報名	適用
理由表示	●
ガイダンス情報	○
局内トランク種別	○

信号の方向：当社網→NSP（RPEV）

情報名	適用
呼状態	●
理由表示	●
通信時間	○
通信開始時刻	○
通信終了時刻	○
信号局番号	●
課金情報	○
料金明細情報	○

信号の方向：NSP→当社網（PLRS）

情報名	適用
-----	----

発トランザクションID	●
着トランザクションID	●

信号の方向：当社網→NSP（RPRS）

情報名	適用
着トランザクションID	●
リソース状態	●

信号の方向：当社網→NSP（QRST）

情報名	適用
初期設定表示	●
シーケンス	○
着トランザクションID	○

信号の方向：NSP→当社網（RRST）

情報名	適用
シーケンス	○

（凡例） ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます

カ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、伝言ダイヤル通話接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はPT-O7のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網とNSP間のみを規定することとし、その他については、発側網とNSP間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

- （5） 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条（接続方式）第1項の分類3の規定を準用します。
- （6） 本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第1項（6）の規定を準用します。
- （7） 当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第1項（7）の規定を準用します。

7～16 （略）

7～16 （略）

技術的条件集 別表1 相互接続箇所毎の接続番号

1. (略)

2. (略)

(1) ~ (2) (略)

(3) (略)

ア~ウ (略)

エ 伝言ダイヤル通話接続機能は、形態6-2での接続番号が0170+DEFGH  
Jの当社出接続において提供する。

オ~ケ (略)

(4) ~ (5) (略)

技術的条件集 別表1 相互接続箇所毎の接続番号

1. (略)

2. (略)

(1) ~ (2) (略)

(3) (略)

ア~ウ (略)

エ 削除

オ~ケ (略)

(4) ~ (5) (略)